

## ○福岡県立大学学則

法人規程第 32 号  
平成 18 年 4 月 1 日

### 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学部、学科及び学生定員 (第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 大学院 (第 6 条)
- 第 4 章 授業科目及び単位数 (第 7 条・第 8 条)
- 第 5 章 学年、学期及び休業日 (第 9 条・第 10 条)
- 第 6 章 履修方法及び単位修得の認定 (第 11 条—第 17 条)
- 第 7 章 卒業、学位及び資格 (第 18 条—第 21 条)
- 第 8 章 入学、転学、留学、退学及び休学 (第 22 条—第 33 条)
- 第 9 章 除籍及び懲戒 (第 34 条・第 35 条)
- 第 10 章 復学 (第 36 条・第 37 条)
- 第 11 章 外国人特別学生 (第 38 条)
- 第 12 章 研究生、委託生、聴講生等 (第 39 条—第 43 条)
- 第 13 章 入学考査料、入学料、授業料等 (第 44 条)
- 第 14 章 職員組織 (第 45 条)
- 第 15 章 教授会 (第 46 条)
- 第 16 章 附属図書館等 (第 47 条・第 48 条・第 48 条の 2)
- 第 17 章 厚生施設 (第 49 条・第 50 条)
- 第 18 章 名誉教授 (第 51 条)
- 第 19 章 特任教員等 (第 52 条—第 53 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** 福岡県立大学 (以下「本学」という。)は、教育基本法 (昭和 22 年法律第 25 号) 及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づき、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検、評価等)

**第 2 条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

**第 3 条** 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公開するものとする。

## 第2章 学部、学科及び学生定員

(学部)

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
人間社会学部	公共社会学科
	社会福祉学科
	人間形成学科
看護学部	看護学科

2 前項に規定する学部及び学科の目的は、次のとおりとする。

学 部	目 的	
人間社会学部	人間と社会に関する諸科学を学ぶことによって、人間と社会とを総合的に理解し、他の専門職と協働して問題解決に取り組むことのできる心豊かな人材を養成することを目的とする。	
	学 科	目 的
	公共社会学科	現在社会の多様な課題に対応するため、地域社会と国際共生に焦点をあて、公共性に根ざした社会問題解決能力に秀でた人材育成を図ることを目的とする。
	社会福祉学科	複雑・多様化している生活問題（福祉問題）を解決するための科学的知識及び実践力を有する社会福祉の人材を養成することを目的とする。
	人間形成学科	生涯発達の視点に立ち、乳幼児期から高齢期にいたる人間の形成過程と、その諸問題に関する総合的な研究・教育を行い、教育的・心理臨床的な援助などに携わる専門的な人材を育成することを目的とする。
看護学部	看護学科	幅広い教養と豊かな人間性を備え、看護の専門職としての確かな判断力と実践能力を身につけ、他の専門職と協働し、健康上の課題に主体的・創造的に対応できる人材を育成することを目的とする。

(学生定員)

第5条 学科の定員は、次のとおりとする。

学部	学科名	学生定員		
		入学定員	編入学定員（三年次）	総定員
人間社会学部	公共社会学科	50人		200人
	社会福祉学科	50人		200人
	人間形成学科	50人		200人
看護学部	看護学科	80人	20人	360人
計		230人	20人	960人

### 第3章 大学院

(大学院)

**第6条** 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

### 第4章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

**第7条** 本学で開設する授業科目は、全学共通科目、両学部で学ぶ専門的連携科目、専門教育科目、教職に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目とする。

2 全学共通科目として、教養科目及び基礎科目を置く。

3 看護学部にあつては、専門教育科目に代えて、専門基礎科目及び専門科目を置く。

4 第1項に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための外国人留学生特別科目を置くことができる。

5 各科目及びその単位数は、別表第1から別表第11までのとおりとする。

(授業の方法)

**第8条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

### 第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

**第9条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第10条** 休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 3月20日から4月5日まで

(4) 夏季休業 8月10日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月8日まで

### 第6章 履修方法及び単位修得の認定

(修業年限)

**第11条** 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間は、これに算入しない。

(単位の基準)

**第12条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究については、必要な学修等を考慮して、人間社会学部では6単位、看護学部では2単位とする。

(卒業に必要な科目及び単位)

**第13条** 卒業に必要な単位数については、128単位以上とする。

2 卒業に必要な科目及び単位は、学部ごとに別に定める。

(科目の自由履修)

**第14条** 学生は、他の学部又は学科の科目(実験及び実習科目を除く。)を、当該科目担当教員の許可を得て、履修することができる。

2 前項の規定により履修した科目の単位は、卒業に必要な単位には算入しない。ただし、各学科において別途指示するものについては、この限りでない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

**第15条** 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学における授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、別に定めるところにより、修得単位が30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第16条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位も含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、短期大学又は高等専門学校の専攻科、大学の専攻科、修業年限2年以上の専修学校専門課程等において行った学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により学生の入学前の既修得単位又は学修について本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

(単位修得の認定方法)

**第17条** 科目の単位修得の認定は、試験又は平素の成績による。

2 試験は、学期末又は学年末に、その履修した科目について筆記、口述、論文等の方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

4 卒業論文及び卒業研究の単位修得の認定については、別に定める。

## 第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

**第18条** 本学に4年以上在学し、かつ、第13条の規定により所定の科目を履修し、所要単位を修得した者には卒業証書を授与する。

(学位)

**第19条** 前条の規定により卒業証書を授与された者には、その在籍した学科に応じ次の学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
人間社会学部	公共社会学科	学士（社会学）
	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	人間形成学科	学士（教育学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

(資格)

**第20条** 第13条に定める単位を修得した上、法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、次の資格等を取得することができる。

学部	学科	資格等の種類
人間社会学部	社会福祉学科	社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験資格
	人間形成学科	保育士の資格
看護学部	看護学科	保健師及び看護師の国家試験受験資格

(教諭の免許)

**第21条** 第13条に定める単位を修得した上、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する所定の科目を履修し、その単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

学部	学科	免許状の種類
人間社会学部	公共社会学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
		中学校教諭一種免許状（社会）
	人間形成学科	幼稚園教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状

## 第8章 入学、転学、留学、退学及び休学

(入学)

**第22条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第23条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外

教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの  
（入学の出願）

**第24条** 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学考査料を添えて出願しなければならない。

（入学試験）

**第25条** 前条の入学志願者については、学長の定めるところにより、入学試験を行う。

（入学手続及び入学許可）

**第26条** 入学試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

**第27条** 前条の保証人は、親族その他本学が適当と認める者で、学生の身上に係る一切の事項について連帯してその責任に任ずる者でなければならない。

2 学生は、保証人の身分の変動があったときは、新たに保証人を定めて前条第1項の誓約書を本学に提出しなければならない。また、保証人の住所の変更があったときは、学長に届けなければならない。

（編入学）

**第28条** 学長は、本学に編入学を志願する者がいるときは、別に定めるところにより、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

**第29条** 学長は、他の大学から本学に転学を志願する者には、別に定めるところにより、選考の上これを許可することができる。この場合において、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

（転学科、転学部及び転学）

**第30条** 学長は、他の学科に転学科を志願する者又は他の学部転学部を志願する者に対し、所定の手続により、選考の上転学科又は転学部を許可することができる。

2 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、事前に学長の許可を受けなければならない。

(留学)

**第31条** 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の留学期間は、第11条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第15条の規定は、第1項に規定する留学について準用する。

(退学)

**第32条** 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

**第33条** 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、その理由を明記し、保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気を理由とする者にあつては、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、病気その他やむを得ない事由により修学に適しないと認める者に対し休学を許可することができる。

3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由のある者には、更に1年以内の休学を許可することができる。

## 第9章 除籍及び懲戒

(除籍)

**第34条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 第11条第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者

(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(4) 許可を受けた休学期間を超えて、なお修学できない者

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる者のうち死亡したものについては、教授会の議を経ずに除籍するものとする。この場合においては、当該学生が死亡した日をもって除籍とする。

(懲戒)

**第35条** 学長は、本学の学則その他の規程に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあった者を当該学生の所属する学部の教授会の議を経て懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学処分とする。

3 前項の退学処分は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第13条第3項の定めるところによる。

## 第10章 復学

(退学者の復学)

**第36条** 学長の許可を受けて退学した者が復学を希望したときは、学長はその者の所属していた学部の教授会の議を経て許可することができる。

(除籍又は退学処分を受けた者の復学)

**第37条** 除籍又は退学処分を受けた者が復学を希望するときは、反省の実があると認められるときに限り、学長は、その者の所属していた学部の教授会の議を経て復学させることができる。

### 第11章 外国人特別学生

(外国人特別学生)

**第38条** 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、第25条に規定する入学試験によらないで本学に入学しようとする者がある場合は、教授会の選考を経て、入学させることができる。

2 外国人特別学生については、本条に定めるほか本学学生に関する規定を準用する。

### 第12章 研究生、委託生、聴講生等

(研究生)

**第39条** 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

**第40条** 本学の教育研究分野に密接に関連する職業分野で現に働いている者等で、当該所属先の委託により本学に入学を志願するものは、第25条の規定によらず入学を許可することがある。

2 委託生の入学資格並びに教育課程、学習の評価その他教育及び指導に関し必要な事項は別に定める。

(聴講生)

**第41条** 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 聴講生の資格並びに教育課程、学習の評価その他教育及び指導に関し必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

**第42条** 科目等履修生として大学で開設する授業科目を履修しようとする者は、選考の上、履修を許可することがある。

2 科目等履修生として履修を志願することのできる者の資格及び単位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(公開講座等)

**第43条** 本学では、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

### 第13章 入学考査料、入学料、授業料等

(授業料等)

**第44条** 入学検査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額及び納入方法等については、別に定める。

#### 第14章 職員組織

(職員等)

**第45条** 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) 技術職員
- (9) その他の職員

2 本学に事務局を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第15章 教授会

(教授会)

**第46条** 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の教授、准教授及び専任講師をもって構成する。

3 教授会は、当該学部にかかる次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他学部の運営に関する重要事項

4 前各項に規定するもののほか、教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

#### 第16章 附属図書館等

(附属図書館)

**第47条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(附属研究所)

**第48条** 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関する事項は、別に定める。

**第48条の2** 本学に看護実践教育センターを置く。

2 看護実践教育センターに関する事項は、別に定める。

### 第17章 厚生施設

(学生寮)

第49条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(保健室)

第50条 本学に保健室を置き、職員及び学生の健康管理及び応急処置を行う。

### 第18章 名誉教授

(名誉教授)

第51条 本学に学長、教授、准教授(助教授を含む。)又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号授与に関して必要な事項は、別に定める。

### 第19章 特任教員等

(特任教員)

第52条 本学に特任教員として、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員を置くことができる。

2 特任教員に関して必要な事項は、別に定める。

(客員教員)

第53条 本学に客員教員として、客員教授及び客員准教授を置くことができる。

2 客員教員に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の際廃止された福岡県立大学学則(平成15年4月福岡県告示第690号の2。以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る授業科目、教員免許条の種類及び卒業の要件については、この学則による改正後の学則第 5 条、第 7 条、第 21 条、別表第 1、別表第 3、別表第 4、別表第 6、別表第 7、別表第 8 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、この学則の施行日前に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものについては、改正前の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日以降において、本学に転・編入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件、免許状の種類等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係）

ケアリング・サイエンス

2

全学共通科目（教養科目）及び単位数

科 目	単位数
哲学Ⅰ	2
哲学Ⅱ	2
論理学	2
宗教学	2
心理学	2
心の科学の現在	2
日本近現代史	2
アート論	2
文学	2
哲学的人間学	2
社会学A	2
社会学B	2
法学	2
憲法	2
政治学Ⅰ	2
政治学Ⅱ	2
経済学A	2
経済学B	2
国際関係論	2
社会思想史	2
科学史	2
生物学	2
化学	2
物理学	2
統計学	2
情報科学	2
環境科学A	2
環境科学B	2
人権論	2
比較文化論	2
女性学	2
人間関係の科学	2
ヒューマンエコロジー	2
現代社会と嗜癖	2
性教育学	2

別表第2（第7条関係）

全学共通科目（基礎科目）及び単位数

科 目	単位数
英語Ⅰ－(1)	1
英語Ⅰ－(2)	1
英語Ⅱ－(1)	1
英語Ⅱ－(2)	1
英語Ⅲ－(1)	1
英語Ⅲ－(2)	1
英語Ⅳ－(1)	1
英語Ⅳ－(2)	1
リーディングⅠ	1
リーディングⅡ	1
リーディングⅢ	1
ライティング	1
オーラルコミュニケーションⅠ	1
オーラルコミュニケーションⅡ	1
オーラルコミュニケーションⅢ	1
コリア語Ⅰ－(1)	1
コリア語Ⅰ－(2)	1
コリア語Ⅱ－(1)	1
コリア語Ⅱ－(2)	1
コリア語Ⅲ－(1)	1
コリア語Ⅲ－(2)	1
中国語Ⅰ－(1)	1
中国語Ⅰ－(2)	1
中国語Ⅱ－(1)	1
中国語Ⅱ－(2)	1
中国語Ⅲ－(1)	1
中国語Ⅲ－(2)	1
仏語Ⅰ－(1)	1
仏語Ⅰ－(2)	1
仏語Ⅱ－(1)	1
仏語Ⅱ－(2)	1
独語Ⅰ－(1)	1
独語Ⅰ－(2)	1
独語Ⅱ－(1)	1
独語Ⅱ－(2)	1

海外語学実習事前指導	1
海外語学実習	1
情報処理の基礎と演習	2
情報処理演習Ⅰ	1
情報処理演習Ⅱ	1
保健理論	2
健康スポーツ論	2
健康科学実習Ⅰ	1
健康科学実習Ⅱ	1
教養演習	1

備考1 英語のうち、リーディングⅠ、リーディングⅡ、リーディングⅢ、ライティング、オーラルコミュニケーションⅠ、オーラルコミュニケーションⅡ、オーラルコミュニケーションⅢは、看護学部学生が履修し、その他は人間社会学部学生が履修する。

備考2 英語を除く外国語のうち、コリア語Ⅲ－(1)、コリア語Ⅲ－(2)、中国語Ⅲ－(1)、中国語Ⅲ－(2)は、人間社会学部学生が履修する。

備考3 情報処理の基礎と演習、保健理論、健康スポーツ論は、人間社会学部学生が履修し、情報処理演習Ⅰ、情報処理演習Ⅱは看護学部学生が履修する。

**別表第3（第7条関係）**

両学部で学ぶ専門的連携科目及び単位数

科 目	単位数
社会貢献論	2
不登校・ひきこもり援助論	2
社会貢献論演習	2
不登校・ひきこもり援助応用演習	1

**別表第4（第7条関係）**

人間社会学部 公共社会学科 専門教育科目及び単位数

科 目	単位数
社会学概論	2
社会学史Ⅰ	2
社会学史Ⅱ	2
公共性研究A（公共性の社会学）	2
公共性研究B（地方自治基礎論）	2
公共性研究C-I（社会保障論Ⅰ）	2
公共性研究C-II（社会保障論Ⅱ）	2
社会学の分析法A（ミクロ理論）	2
社会学の分析法B（集団・組織論）	2
社会学の分析法C（マクロ理論）	2
現代社会論A（ジェンダー・世代）	2
現代社会論B（情報社会論）	2
現代社会論C（情報社会と法）	2
家族社会学Ⅰ	2
家族社会学Ⅱ	2
福祉社会学	2
社会病理学	2
社会変動と社会問題	2
集合行動論	2
公共人類学A（医療）	2
公共人類学B（教育）	2
労働経済論A	2
労働経済論B	2
CSR（企業の社会的責任）論	2
社会的企業家論	2
社会心理学	2

パーソナリティ論	2
社会調査法	2
社会調査の設計	2
データ分析の基礎	2
社会統計学Ⅰ	2
社会統計学Ⅱ	2
質的調査法	2
データ処理とデータ解析Ⅰ	1
データ処理とデータ解析Ⅱ	1
社会調査実習	2
情報数学	2
プログラミング概論	2
地域社会学Ⅰ	2
地域社会学Ⅱ	2
コミュニティ論	2
都市社会学	2
地域社会学特講	2
地域社会分析法A（地域と生活）	2
地域社会分析法B（住民参加）	2
地域社会分析法C（地理）	2
環境社会学	2
地理学概論	2
地方自治論	2
地域社会研究Ⅰ	1
地域社会研究Ⅱ	1
地域保健論	2
地域計画論	2
社会福祉計画論	2
国際社会学Ⅰ	2
国際社会学Ⅱ	2
国際政治学	2
多文化社会論	2
国際社会福祉論	2
世界地理	2
東アジア関係史	2
韓国の社会と文化	2
中国の社会と文化	2
イスラム社会論	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2

国際教育文化交流論	2
国際共生研究Ⅰ	1
国際共生研究Ⅱ	1
NPO論	2
国際協力論	2
外書講読A	1
外書講読B	1
哲学要論	2
倫理学	2
日本史概論	2
西洋史概論	2
法律学概論Ⅰ	2
法律学概論Ⅱ	2
比較教育学	2
社会福祉学概論Ⅰ	2
地域福祉論Ⅰ	2
地域福祉論Ⅱ	2
教育学概論B	2
生涯教育論	2
社会教育論	2
教育社会学	2
コミュニケーション論	2
公共社会学研究Ⅰ	1
公共社会学研究Ⅱ	1
卒業論文	6

福祉社会学	2
社会病理学	2
コミュニティ論	2
社会福祉学演習	2
福祉行財政と福祉計画	2
福祉経営論	2
相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2
相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2
相談援助の理論と方法A	2
相談援助の理論と方法B	2
相談援助の理論と方法C	2
相談援助の理論と方法D	2
社会福祉調査法	2
相談援助演習A	2
相談援助演習B	2
相談援助演習C	1
介護技術演習	1
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	2
精神保健福祉援助技術各論Ⅰ	2
精神保健福祉援助技術各論Ⅱ	2
精神保健福祉援助演習	2
学校ソーシャルワーク論	2
学校ソーシャルワーク演習	1
公的扶助論	2
児童福祉論	2
障害者福祉論	2
老人福祉論	2
介護福祉論	2
精神保健福祉論Ⅰ	2
精神保健福祉論Ⅱ	2
精神保健福祉論Ⅲ	2
地域福祉論Ⅰ	2
地域福祉論Ⅱ	2
家族福祉論	2
保健医療論	2
国際社会福祉論	2
就労支援	1
権利擁護と成年後見制度	2
更生保護	1
社会福祉特講A	2

別表第5（第7条関係）

人間社会学部 社会福祉学科 専門教育科目及び単位数

科目	単位数
社会福祉学概論Ⅰ	2
社会福祉学概論Ⅱ	2
社会保障論Ⅰ	2
社会保障論Ⅱ	2
社会福祉史入門	2
社会福祉発達史	2
社会福祉法制論A	2
社会福祉法制論B	2

社会福祉特講 B	2	教育学概論 B	2
社会福祉特講 C	2	生涯教育論	2
社会福祉調査実習	1	社会教育論	2
相談援助実習	4	パーソナリティ論	2
相談援助実習指導	3	コミュニケーション論	2
精神保健福祉援助実習	5	卒業論文	6
精神保健福祉援助実習指導	3		
学校ソーシャルワーク実習	2		
学校ソーシャルワーク実習指導	1		
医学概論	2		
倫理学	2		
公衆保健	2		
福祉機器論	2		
外書講読	1		
地方自治論	2		
労働経済論 A	2		
労働経済論 B	2		
現代社会論 A (ジェンダー・世代)	2		
現代社会論 B (情報社会論)	2		
地域社会学 I	2		
地域社会学 II	2		
NPO論	2		
家族法	2		
住環境論	2		
発達心理学 I - A	2		
発達心理学 II	2		
発達心理学 III	2		
老年心理学	2		
老年期医学	2		
精神保健学 I	2		
精神保健学 II	2		
精神医学 I	2		
精神医学 II	2		
精神科リハビリテーション学 I	2		
精神科リハビリテーション学 II	2		
社会心理学	2		
データ処理とデータ解析 I	1		
データ処理とデータ解析 II	1		
家族社会学 I	2		
家族社会学 II	2		

別表第6（第7条関係）

人間社会学部 人間形成学科 専門教育科目及び単位数

科 目	単位数		
教育学概論A	2	発達心理学Ⅲ	2
教育学概論B	2	老年心理学	2
教育思想論	2	教育心理学概論	2
教育社会学	2	幼児教育心理学	2
比較教育学	2	コミュニケーション論	2
教育史	2	集団力学	2
教育制度論	2	家族心理学	2
公共人類学B（教育）	2	組織心理学	2
国際教育文化交流論	2	臨床心理学	2
教育内容論	2	障害者（児）心理学	2
教育方法論	2	カウンセリング	2
教育評価	2	実験測定法Ⅰ	1
キャリア教育論	2	実験測定法Ⅱ	1
生涯教育論	2	心身科学A	2
社会教育論	2	心身科学B	2
社会教育計画論Ⅰ	2	加齢基礎論	2
社会教育計画論Ⅱ	2	発育論	2
図書館情報学	2	栄養学	2
社会教育演習	2	栄養学実習	1
社会教育特講A	2	子どもの保健Ⅰ－1	2
社会教育特講B	2	子どもの保健Ⅰ－2	2
社会教育特講C	2	小児保健学B	2
社会教育特講D	2	子どもの保健Ⅱ	1
社会教育特講E	2	性医学心理学	2
生理心理学Ⅰ	2	思春期保健	2
生理心理学Ⅱ	2	成年期保健	2
知覚心理学	2	老年期医学	2
認知心理学	2	公共人類学A（医療）	2
比較行動学	2	精神保健学	2
学習心理学	2	保育学	2
人格心理学	2	保育者論	2
発達心理学Ⅰ－A	2	保育課程論	2
発達心理学Ⅰ－B	2	子どもの食と栄養	2
発達心理学Ⅱ	2	保育方法論	2
		保育内容総論	2
		保育内容・健康Ⅰ	1
		保育内容・健康Ⅱ	1
		保育内容・人間関係Ⅰ	1
		保育内容・人間関係Ⅱ	1

保育内容・環境Ⅰ	1
保育内容・環境Ⅱ	1
保育内容・言葉Ⅰ	1
保育内容・言葉Ⅱ	1
保育内容・表現Ⅰ	1
保育内容・表現Ⅱ	1
保育内容演習	2
乳児保育	2
障害児保育	2
幼児理解の理論と方法	2
教育相談	2
教育相談（幼児教育）	2
保育相談支援	1
音楽Ⅰ	2
音楽Ⅱ	2
造形Ⅰ	2
造形Ⅱ	2
体育Ⅰ	2
体育Ⅱ	2
児童文学	2
子どもと遊び	2
野外活動体験	2
家族支援論	2
社会的養護	2
社会的養護内容Ⅰ	1
社会的養護内容Ⅱ	1
施設養護論	2
保育・教職実践演習(幼稚園)	2
幼稚園教育実習事前事後指導	1
幼稚園教育実習Ⅰ	2
幼稚園教育実習Ⅱ	2
保育実習指導Ⅰ	2
保育実習Ⅰ	4
保育実習指導Ⅱ	1
保育実習Ⅱ	2
保育実習指導Ⅲ	1
保育実習Ⅲ	2
現代社会論 C	2
相談援助	1
社会統計学Ⅰ	2
社会調査法	2
児童福祉論	2
医学概論	2

社会調査法	2
児童家庭福祉	2
医学概論	2
社会心理学	2
データ処理とデータ解析Ⅰ	1
データ処理とデータ解析Ⅱ	1
家族社会学Ⅰ	2
家族社会学Ⅱ	2
社会福祉学概論Ⅰ	2
社会保障論Ⅰ	2
社会保障論Ⅱ	2
地域福祉論Ⅰ	2
地域福祉論Ⅱ	2
演習	2
卒業論文	6
卒業研究	6

別表第7（第7条関係）

看護学部 看護学科 専門基礎科目及び単位数

科目	単位数
ホリスティック人間論	1
生命倫理	2
遺伝学	2
栄養学	2
人類生態学	2
疫学	2
保健統計学	2
保健社会調査論	2
臨床心理学	2
精神保健学	2
東洋医療概論	1
保健社会学	1
保健医療福祉行政論Ⅰ	1
保健医療福祉行政論Ⅱ	2
公衆衛生学	2

別表第8（第7条関係）

看護学部 看護学科 専門科目及び単位数

科 目	単位数		単位数
生態機能看護学Ⅰ	2	老年看護学概論	1
生態機能看護学Ⅱ	2	老年看護学	2
生態機能看護学Ⅲ	1	老年看護学演習Ⅰ	1
看護生化学	2	老年看護学演習Ⅱ	1
病態看護学Ⅰ	2	老年看護学実習Ⅰ	1
病態看護学Ⅱ	2	老年看護学実習Ⅱ	3
看護薬理学	2	小児看護学概論	1
感染・免疫看護学演習	1	小児看護学	2
生態・病態看護学実験	1	小児看護学演習Ⅰ	1
基礎看護学概論	2	小児看護学演習Ⅱ	1
基礎看護技術論	2	小児看護学実習	2
ケアリング論	1	女性看護学概論	1
シンプトンマネジメント論	1	女性看護学	2
フィジカルアセスメント論	2	女性看護学演習Ⅰ	1
看護過程	1	女性看護学演習Ⅱ	1
看護研究	2	女性看護学実習	2
基礎看護学実習Ⅰ	1	在宅看護学概論	1
基礎看護学実習Ⅱ	2	在宅看護学	2
看護管理論	1	在宅看護学演習Ⅰ	1
看護教育学	1	在宅看護学演習Ⅱ	1
看護実践論	1	在宅看護学実習	2
教師論	2	公衆衛生看護学Ⅰ	2
看護情報学	1	公衆衛生看護学Ⅱ	2
精神看護学概論	1	公衆衛生看護学Ⅲ	1
精神看護学	2	公衆衛生看護技術論Ⅰ	2
精神看護学演習Ⅰ	1	公衆衛生看護技術論Ⅱ	2
精神看護学演習Ⅱ	1	組織協働活動論	2
精神看護学実習	2	公衆衛生看護アセスメント論Ⅰ	1
成人看護学概論	1	公衆衛生看護アセスメント論Ⅱ	2
成人急性看護学	2	公衆衛生看護管理論	2
成人慢性看護学	2	公衆衛生看護学実習Ⅰ	1
成人看護学演習Ⅰ	1	公衆衛生看護学実習Ⅱ	4
成人看護学演習Ⅱ	1	家族看護学	1
成人急性看護学実習	3	国際看護論	2
成人慢性看護学実習	3	養護概説	2
		学校保健学	1
		教職実践演習（養護教諭）	2
		養護実習事前事後指導	1
		健康教育論	2
		養護実習	4

ヒーリング論	1
ヒーリングセラピー	1
東洋看護学演習	1
統合実習	2
専門看護学ゼミ	2
卒業研究	2

保育内容・環境Ⅰ	1
保育内容・環境Ⅱ	1
保育内容・言葉Ⅰ	1
保育内容・言葉Ⅱ	1
保育内容・表現Ⅰ	1
保育内容・表現Ⅱ	1
保育内容演習	2
生徒指導論	2
幼児理解の理論と方法	2
教育相談	2
教育相談（幼児教育）	2
高校教育実習事前事後指導	1
高校教育実習	2
中学校教育実習事前事後指導	1
中学校教育実習	4
幼稚園教育実習事前事後指導	1
幼稚園教育実習Ⅰ	2
幼稚園教育実習Ⅱ	2
保育・教職実践演習(幼稚園)	2
教職実践演習（養護教諭）	2
教職実践演習（中高）	2
養護実習事前事後指導	1
養護実習	4

**別表第9（第7条関係）**

教職に関する専門教育科目及び単位数

科 目	単位数
教師論	2
保育者論	2
教育学概論A	2
教育学概論B	2
教育史	2
発達心理学Ⅰ-A	2
発達心理学Ⅰ-B	2
教育心理学概論	2
幼児教育心理学	2
教育社会学	2
教育制度論	2
教育内容論	2
教育課程論	2
道德教育	2
教育計画論	2
保育課程論	2
教育方法論	2
保育方法論	2
公民教育法Ⅰ	2
公民教育法Ⅱ	2
社会科教育法Ⅰ	2
社会科教育法Ⅱ	2
保育内容総論	2
保育内容・健康Ⅰ	1
保育内容・健康Ⅱ	1
保育内容・人間関係Ⅰ	1
保育内容・人間関係Ⅱ	1

**別表第10（第7条関係）**

教科又は教職に関する専門教育科目及び単位数

科 目	単位数
生涯教育論	2
社会教育論	2
社会教育特講B （社会教育と女性問題）	2
社会教育特講C （ボランティア論）	2
キャリア教育論	2
野外活動体験	2

別表第 1 1 (第 7 条関係)

外国人留学生特別科目及び単位数

科 目	単位数
基礎日本語	3
初級日本語	3
中級日本語	3
上級日本語	3
日本事情 A	2
日本事情 B	2
日本語表現論 I	1
日本語表現論 II	1